

建築をみる・建築からみる

—平安京の住まいの空間と景観—

溝口 正人

キーワード：平安京・寝殿造・三条白川坊・仏堂・建築形式・多様性

1 住まいから建築と空間を考える

「建築 (Architecture)」は、衣・食・住、生活行為が展開される場として作られた建物に関する物質文化の一分野で、その歴史を扱うのが建築史といえる。建築を対象とする歴史学としての建築史学は、建物の歴史(モノ)を扱う学問なのか、建築により歴史(コト)を語る学問なのかの判断が難しい。しかし様々な史料と合わせ読むことで、残された建物からはモノそのものの歴史だけではなく、時代時代の生活・技術・社会制度・美的概念をみてとることができる点に、建築史学の存在価値があるといえる。

物質文化としての建築が他の分野と大きく異なるのは、対象として見つめたり体感する上で捨象されないある種の実体的な距離、すなわち実空間が存在してしまう点にあるといえる。しかし眼前にある建物、あるいは体感する空間に対して、人間は何を見て何を観なかったのか、あるいは逆に、そのような人間の意識、無意識の表現としての建築から何が読み取れるのかは建築を考える上での課題のひとつといえる。そこで本稿では、これらの点について、専門とする平安時代貴族住宅周辺の同時代的な事象から、モノとしての実態に即して考えてみたい。

なぜ住まいを通して建築を語り得るのか。「「住まう」を「建てる」や「考える」と相互共属する」¹⁾、あるいは「人間が環境を有意味なものとして経験するときにはじめて住まう」²⁾といった理解が示すように、自己の存在と空間の自覚とは密接に関係づけて考えざるを得ない部分がある。そして住まう

ことは、建築や空間を考える上での原初的な行為といえるからということになる。より具体的にいえば、住宅は、住まうという実利的な存在であるがゆえに、三次元の広がりを持った実空間、その実体を、空間としてどのように認知するのか、あるいは実空間が人間に作用し、結果としてモノとしての建物、そして概念として形成される像としての建築にどのように影響を与えるのか、この点を考える上での対象として有効であると考えられるわけである。

2 様式史としての建築史の課題

空間そのものを、真正面に取り扱ってきたのが建築の分野である。西欧では、バルテノンに代表されるギリシャ時代を範としたいわゆる古典主義的な建築観をもとに、ルネッサンス以降に築き上げられてきた様式をデザインの関心の対象とする前近代の立場から、実体としての空間をデザインの対象とする形へと、近代以降、建築の思考は大きく舵を切った。ラウム、スペースなど様々な用語を使うが、空間をどう評価するか、どのようにデザインしていくかが建築の扱う主戦場になったといつてよい。建築が、利用すべき空間を内包する箱であるとするならば、実体としての筐体の凸と器としての凹から成り立つ。そして近代以前では、建築家は空間を切り取る凸、いわゆるフォルムの部分に議論を集中させてきたが、近代以降は凹の部分、ボイドの部分がデザインの主たる対象になってきたという経緯が西欧にはある。

産業革命までは建築の美のありようを決定する上で大き

な力を持っていた様式も、近代以降、虚飾として忌み嫌われた時代があった。その反動として、ポストモダニズムの中の歴史主義的なデザインの試みもあったが、建築の分野で歴史主義が再び市民権を得たとはいいがたい。しかしながら近代主義の洗礼を経て、再度、建築において長く関心の対象とされてきた様式というものが、どういう風に位置づけられるのか議論すべきであろうという点は、建築史研究者では、ある程度共有できる認識だろう。そして日本人は建築そのものを形態的、あるいは様式的にどのように捉えてきたのか、捉えてこなかったのかというのが、筆者の長年の関心事になってきたので、その周辺から話をはじめたい。

3 平安時代における建築の形式と認識

日本における建築史は、神社、寺院、住宅など、建築種（ビルディングタイプ）別で歴史の叙述が試みられてきた。このような建築種という「分類」に基づく体系のありかたは、極めて近代的な視点、価値観に根ざしたものと見える。しかしこれら建築種相互の関連がまったくない訳ではないし、様々な時代において建築種の境界の越境は起こっている。今日、公共建築における施設の複合が試みられる現象は、建築種にもとづく近代的な建築観の、ある種の限界を示したものとみることでもできそうである。

特に筆者が専門とする平安鎌倉時代は、住まうという行為と、宗教的な素地としての浄土教の存在とが関係し、日常生活と信仰がある意味不可分であった時代であった。建築史としても、住宅と仏堂・寺院の境界が非常にあいまいで、形態と建築種で建築そのものを語っていかうという建築史の立場からみると、理解が非常に難しい時代である。逆にいうと、現代の認識との差異をみることで、当時の人々がどういう風に建築や空間をとらまえていたのかが、よく分かる時代なのだろうということになる。当時の史料をもとに確認した仏堂の建築的な実態から、平安時代は単純な建築種の枠組みにとらわれない理解が必要であることを、すでに本紀要で論じたことがあるので、詳細は繰り返さない³⁾。

建築として住宅を扱う人間が常に確認すべきなのは、実体としての住宅が、どのような建築的、空間的な態様を示していたかということだろう。以下では、単純な建築種の枠組みにとらわれない理解が必要であることを知るひとつの例として三条白川坊熾盛光堂という仏堂をあげたいと思う。

三条白川坊は平安京の東郊、白河の地に造営された天台座主の里坊である。多くの建物群からなる邸宅は（図1）、嘉禎三年（1237）に建立となった。熾盛光堂は、熾盛光法という大法を行うための白川坊の中心的な仏堂で、建物群の中核をなす位置にある。沿革と前身建物の検討については別稿で詳述したが⁴⁾、もともとは平安時代末に摂関家の後ろ盾となった高陽院泰子の邸宅の主屋である寝殿であり、二度の移築

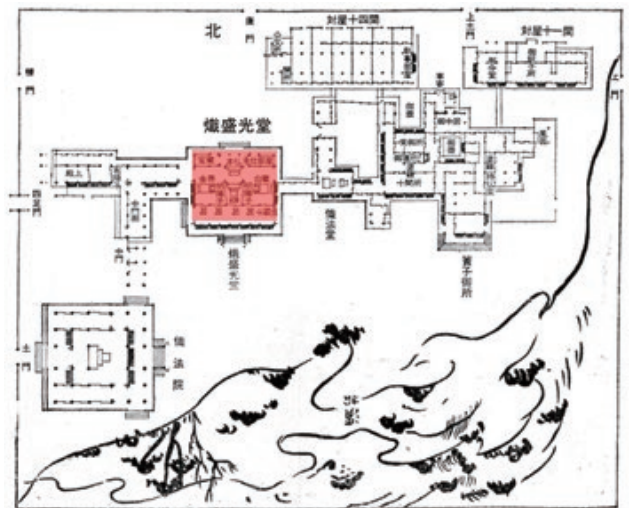


図1 三条白川坊平面図
門葉記所収指図をもとにした福山敏男『日本建築史の研究』桑名文星堂一九四三、および杉山信三『院家建築の研究』吉川弘文館一九八一所載図により作成

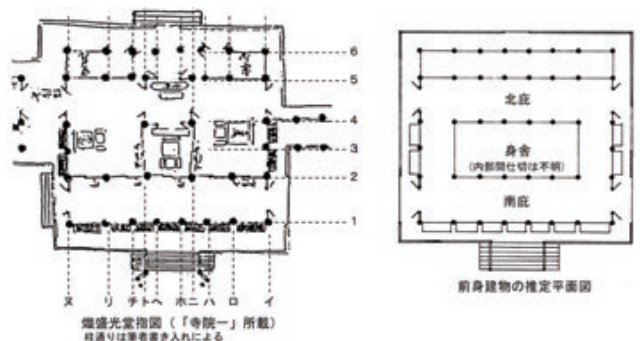


図2 熾盛光堂平面（門葉記所収図に柱筋を追記）と前身建物推定平面

を経て転用したものらしい。『門葉記』に示される平面を注意深くみていくと、この建物が住宅に由来するものであり、内部の構造を組みかえて仏堂としたことが、庇の出巾や柱の建ち方から分かる(図2)。熾盛光堂が、どのような意匠や高さの空間を内包した建物であったのか、現存しないので推測の域を出ないが、住宅建築の範疇に入るものであったことは明らかだろう。住宅を仏堂に転用している、それも非常に重要な法会を行う建物として使用しているということになる。そしてその建物が、骨組みにあらわれる建築的な分類では住宅になるのだけれども、空間的にはまったく仏堂であるというような、非常に混交したものであったことになる。

逆に現存する建物で、建築種として同一視して見逃しがちな平安鎌倉時代の仏堂には、形式の振幅を示す状況が存在している。平等院の鳳凰堂と浄瑠璃寺の本堂、いずれも、いわゆる阿弥陀仏を本尊とする阿弥陀堂として位置づけられる建物だが、両者の意匠や構成は大きく異なっていて、それらで建築種を定義するならば、両者は異なったものといえそうなのである(図3)。浄瑠璃寺本堂のほうは屋根の現状は

非常に高い瓦葺きになっているが、これは江戸時代の改修によるものである。意匠的にもっとも見所となる軒下の組物は簡素で、建具なども含めて住宅的な意匠の扱い、形態を示している。これとは対照的に平等院鳳凰堂は、組物も充実して本格的な寺院建築の形態といえる。さらに同じ縮尺の断面図で比較すると、空間の大きさ、形状も大きく相違していることがわかる。

このように、平等院の方は本格的な寺院建築の範疇にあるのに対して、浄瑠璃寺の方は、非常に簡素で住宅と呼んでいい構成となっている。ただし阿弥陀仏像が安置され、そこに人々が入って、仏に向かって祈りを捧げる時には、形態の差を超えて仏堂としての共通の意味を持ち始める。そしてそのことに当時の人間は違和感を感じていない。この実態からは、形態と空間、その中で行為が展開される空間の質というのは、同じようであるが実は厳密にはリンクしていないということが見えてくる。

現実には、こういったような様式的な混濁、混沌、あるいは境界の消失という状態は、そこで行動する人間にとって非

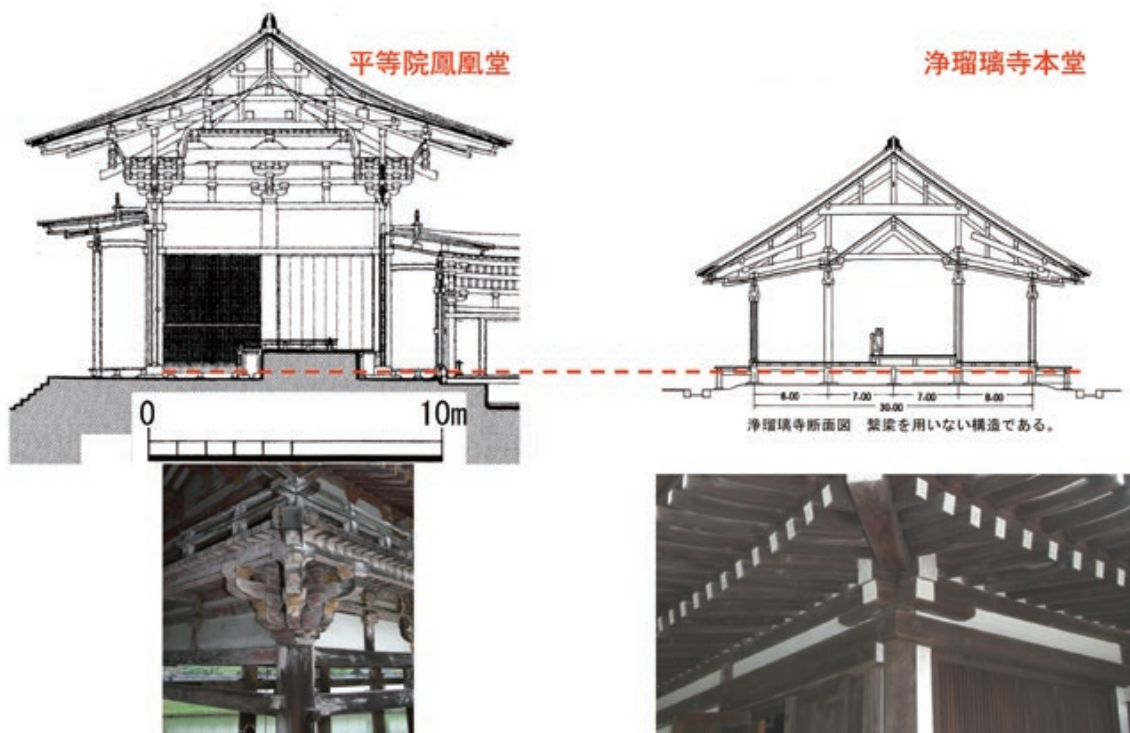


図3 平等院鳳凰堂(左) 浄瑠璃寺本堂(右) 同一縮尺断面と組物の比較
断面図は『平等院庭園保存整備報告書』二〇〇三および『日本建築史基礎資料集成 五』二〇〇六に加筆。

常に面倒なことを生じさせることにもなるのだが、そういった状態に何も疑問を感じないという当時の人々の、建築に対する意識は、現代と大きく異なる点として注目しておく必要がある。

4 寝殿造の形式性を実態からみる

もうひとつ、「寝殿造」という範疇で理解される平安鎌倉貴族住宅の分野で同様な重要視すべき点として、建物群としての形式性の問題がある。例えば、仏像の場合、ある種大きさの相違を捨象して、衣の紋様であるとか様々な意匠の類似性によって、時代判定や様式判定をする部分がある。建築の場合も宗教建築には、同様な部分がある。しかし多くの住宅建築の場合、生活行為の場として凸凹の凹の部分、人が入るフィジカルな部分としての空間を扱うので、人の感じ方との関係が、実証すべき課題となる。空間そのもののスケールが大きかったり小さかったりすると、それが同一に扱えるのかどうかという問題も生じることになるからである。特に「住むための器」である住宅の場合、複数の建物群から構成されるから、建物により形成される実空間の広さ、大きさの相違が引き起こす問題は必須の検討課題となる。

寝殿造というのは、江戸時代の天保年間に沢田名垂が『家屋雑考』で概念として提示したもので、平安時代の貴族住宅の理想像みたいなものとする理解がある。そしてその実態は、断片的ではあるけれども当時の日記や絵巻の描写から知ることができる。『年中行事絵巻』に示される、高倉天皇朝観行幸の場面では（図4）、描写から理解できる後白河上皇御

所の法住寺殿の建物構成は、中心殿舎である寝殿が真ん中に、儀式を行う非常に広い南庭がその前面にあって、建物が南庭を取り囲んでいるといったものである。史料的に確かめることはできないが、左右対称な形で庭を取り囲むような形態は、中国の影響だという点は、ものに示される状況証拠としては受け入れても良いといえる。実際、平安宮の内裏は、左右対称な建物配置で、中庭を中心として建物が建ち並んでいることは広く知られている。

しかし当時の貴族住宅の建物の構成を仔細にみていくと、定型がないのではないかというくらいのバリエーションがある。以下、さまざまな「寝殿造」としていくつかの事例をあげておきたい。

- ・如法一町家『中右記』一二世紀に言及
「東西対東西中門如法一町家」「如法一町家、左右対中門等相備也」
- ・三条西鳥丸殿（白河上皇御所）
南池がない「如法一町家」『中右記』元永元・正・二〇
「此御所依無前池」
- ・東三条殿（一〇四三—一一六六）
撰関家累代の渡し物であるが西対がない。
- ・頼通四条大宮第
天喜二年（一〇五四）後冷泉天皇御所として使用にあたって寝殿を橘俊綱第から移築
- ・土御門鳥丸内裏（一一一一—一一三八）
紫宸殿・清涼殿以下内裏を模す
ここでは煩雑になりすぎるので、事例すべてに言及するこ



図4 『年中行事絵巻』法住寺殿朝観行幸の場面、日本建築史図集より

とはしない。ただし院政期の日記『中右記』には、法の如き一町家（如法一町家）、あるいは東西対東西中門如法一町家といった記述、要するに東と西にそれぞれ対と中門があつて、寝殿を中心に左右対称な建物構成をしているものが「法の如き」、つまりあるレギュレーションに則った貴族住宅なのだという記述がでてくる。そして様式的な観念からいくと、実際に今までの研究がそうであったように、我々はこの表現にすぐく引きずられてしまってきたきらいがある。しかし個別に事例を分析していくと、実態としてのバリエーションというのは様々であることが上記事例からわかる。

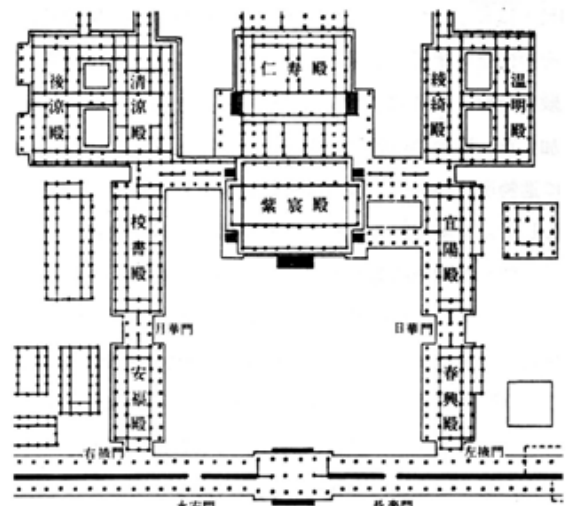
例えば、三条西烏丸殿は白河上皇の院御所であるけれども南側に池がない。先ほどの『年中行事絵巻』の描写による法住寺殿では、南庭の南に池があつて竜頭鷓首の船が浮かべられる。その重要な施設としての南池が無いのである。

建物構成をみると、資料が豊富で確度の高い復元が可能な事例として建築の分野で取り上げられることが多い東三条殿は、摂関家累代の渡し物として特別な位置づけがなされた存在であつたが、対と呼ばれる建物が東側にはあるが西側には無いために左右対称になつてない（図5）。さらには摂関政治頂点の時代を過ぎた藤原頼通の四条大宮第は、後冷泉天皇の御所になるにあたって、寝殿が無いので息子橘俊綱第から寝殿を移築したという（『百鍊抄』による）。主屋となる寝殿がなくて住宅として成立するのかという疑問も生じるが、実態はそうであつた。あるいは土御門烏丸内裏の場合、幼帝鳥羽天皇の住まいとして内裏の建築に準じた構成を採用したものの、規模を縮小した建物を配置し、適宜省略して方一町の敷地に押し込んでいたらしい。

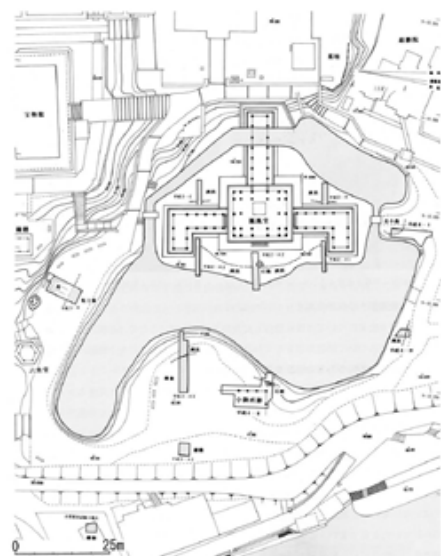
このように、典型というものを探するのが難しいほど寝殿造の実態は多様である。『中右記』の記述からは形態的に強い規定が存在したかのように理解され、典型の存在を想定して論じられてきた寝殿造でさえ、その形式の実態は極めて曖昧であつたということがいえる。そして結果として、建築の存在により実体化される空間は、極めて多様なものとなるわけである。今日我々が住宅にせよ寺院にせよかくあるべしと形



東三条殿（川本重雄/寝殿造の空間と儀式）



平安宮内裏南半部（平城宮発掘調査報告Ⅲ）



平等院（庭園調査発掘調査概要報告Ⅱ）

図5 同一縮尺で比較した建物配置・南庭・園池の規模

式性から捉えているのとは対照的である。

5 洛中洛外の空間と景観

以上、建築を主体として、その多様な展開を検討してきたが、以下では逆に空間という視点を都市全体へとマクロに構え、洛中洛外の空間と景観の認識の相違から、空間の概念の問題を検討したい。

平安京の京内では、寺院の造営規制だけではなく、様々な規則に応じて様々な空間的制限がかかっていたということが、史料を読むと確認できる。以下注目したいのは、建築規制のひとつである、二階建ての規制である。この二階建て規制の実態を知ることができるのが、中山忠親撰『貴嶺問答』の以下の記述である。

「先年源大納言三条亭被構立二重舎屋、眺望四隣爲歡樂所、回祿之後雖有造作之事、今度無其屋、件棲者、暑月納涼尤有便宜、欲構立此蓬屋如何、可被計示之状如件、二階御所事、京中猶屬目敷、營繕令曰、私第宅皆不得起樓閣臨觀人家者、此事非穩便歟、仍言上如件」

源定房の三条亭は、当時、市街地としてはすでに廃れていた西の京にあった（『玉葉』安元三・四・二八条）。そしてそこには二重舎屋あるいは二階御所、つまり二階建ての建物があった。けれども安元三年（1177）の太郎焼亡で焼けてしまう。そこで三条亭を再建するにあたって、再度二階御所を建てても良いものかと、定房が知識人の中山忠親に諮問した。そして忠親の見解としては、やはり見送ったほうが良いだろうということになった。その理由は、私第宅皆樓閣を建て人家を臨みて観るを得ずという規定が「營繕令」にあるからだという。勝手に高いものを建てて、隣を覗き込んだりいけないう規定がある。それに抵触しそうでやめたほうが良いだろうということだった。

同じように天皇御所に関する空間的なタブーというものも存在した。「衛禁律」の、高きに登りて禁中を臨む者、杖、百云々、という規定である⁵⁾。対象が天皇の住まいの場合は、単純に高くして覗き込むなという程度ではなく、もう犯罪に

あたるので罰則規定が規定されることになる。天皇御所が里内裏として市街地に設定され始めると、伴う禁忌は、覗き見だけにとどまらないことになる。平安時代の後半に入ると、天皇は内裏に住まなくなって、市中の邸宅に住むようになる。里内裏と称される存在で、もちろんどのような邸宅でも構わないというわけではなく、基本的には大臣クラスの邸宅、具体的には「方一町家」程度の邸宅である。すると、その住宅を中心に3町四方が天皇御所のエリアとして設定されて陣中となり、陣が構えられてそこにはみだりに他人が入れなくなる。よって、どこか洛中の敷地に天皇が里内裏を造るとすると、方3町の領域内に住んでいる人間は他の所に住まいを移さざるを得なくなる。結果、京中は、常に天皇の禁忌が及ぶ可能性が生じることになる。このことを指摘した藤井恵介氏の図は（図6）、如実にその実態を語っている⁶⁾。

形式的には仮住まいとはいえ、里内裏周辺では、当然覗き

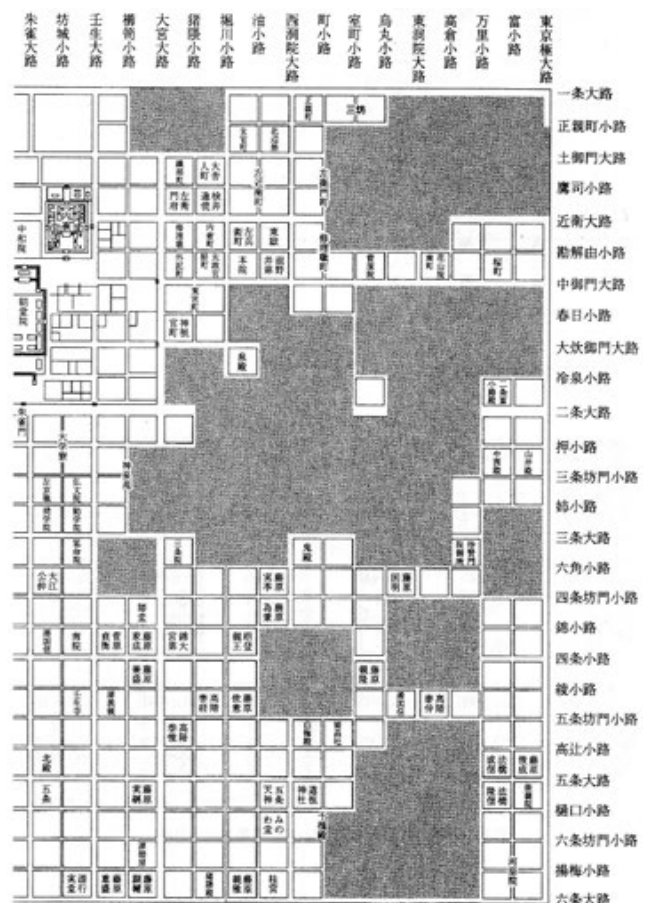


図6 平安時代の内裏・陣中領域図 藤井恵介「日本古代の宮殿について一二つの提案一」所載

込みは禁じられ、道路にものを積んではならず、また大声をあげることもさへ罰則の対象となった。左京の里内裏が設けられる地域は、陣中の空間規制をいつ被るかわからない状態にあった。この状況を理解すると、住宅史の分野が建築単体だけの議論に終始して見過ごしがちである平安京内は、様々な空間的禁忌の網に、一面覆われていたということになる。平安時代、都市全体を覆うような、見えない空間的なルールと緊張が存在し、当時の人々は、そのようなルールを踏まえ、そのルールの境界を意識しながら生活していたのだといえるわけである。

では実際に寝殿造の邸宅に住まっていた貴族たちは、どのような景観、空間をみていたのか。以下では、この点について検討してみたい。

寝殿の母屋中央、つまり主人の昼御座に座った状態で敷地南方を見た状態が、**図7**である。南隣地に同様な邸宅が建っていると、その屋根も見えてくる。よって、ここに高い建物を建てると当然隣地を覗き込むようになり、禁忌に触れるこ

とになるわけである。我々は源氏物語などを読んで、光源氏が崩れた築地の内部を覗く若紫の場面に、覗き見という、モラルを踏み越える悪戯の持つ牧歌的な感覚を持つ。しかしこういった空間的タブーを踏まえるならば、もう少し踏み込んだ解釈が必要であろうことに気付く。厳しい身分社会の中で、覗き見は、光源氏が皇胤であるがゆえに見過ごされる行為であり、だからこそ読者も許容しうる奔放さなのであったというわけである。

寝殿造の範疇となる邸宅の中には、東西中門廊の先端が南池の汀に突き出して、釣殿と呼ばれる建物が設けられる場合がある。東三条殿を例にとり、釣殿に座った場合と、地面に降りた場合で、比叡山が見えるかどうかを検討したものが、**図8**である。池の汀では見えない比叡山が、釣殿に立つと見えてくるのがわかる。釣殿は水辺に張り出たところにあるが、涼をとり水辺の景色を觀賞する施設と単純に考えがちであるが、京都盆地という実際の立地に即した周囲の景観との関係で考えると、南に張り出して設けられた別の理由も浮か

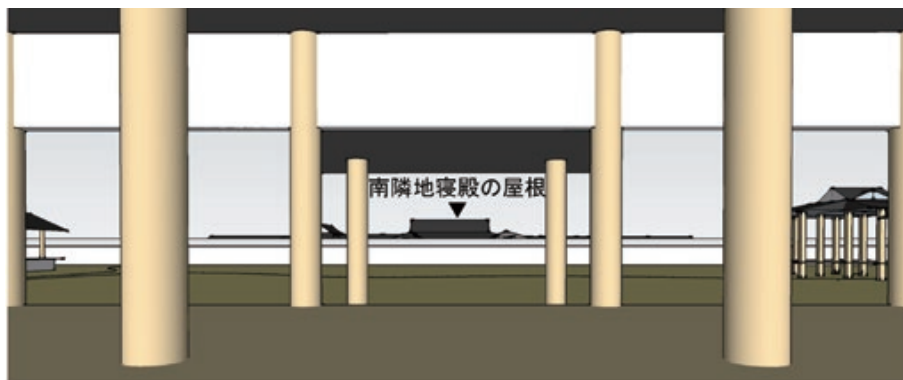


図7 方一町家の寝殿内から南庭を見た景観（南隣地にも方一町家を想定。港友里恵作成）

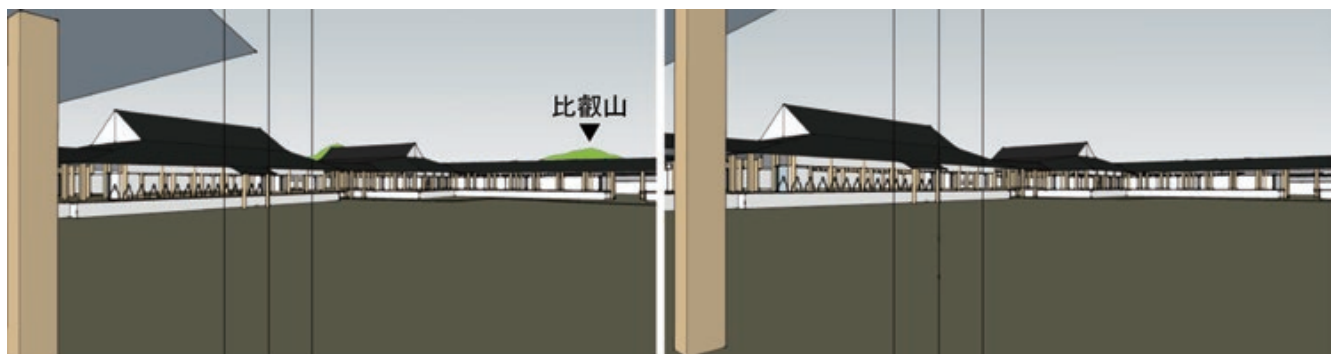


図8 東三条殿の釣殿より比叡山方向を見る（港友里恵作成）
（左）視点高さGL+2510 （右）視点高さGL+1450

んでくることになる。北に高く南に低い京都盆地では、南面する寝殿から見た風景は、思いのほか変化がない。しかし「臨観人家」を禁止する規定があつて視点場を高くすることはできない。そのために周囲の山なみなどの風景を見るためには、周りに建物が無い南池近くに、そのような場を設けなければならない。南に突き出した釣殿も、そういう必然でできた建物でもあるのではないか、という視点も浮かび上がるわけである。

このようにして平安京内、京外全体を、ある種空間として見ていくと、洛外に様々な離宮が造られたのも必然であったことがわかる。条坊制と様々な禁忌で制限されている京内では、常に敷地も限定され、隣を見る、見られるという、ある種都市的なストレスの中で建築を造っていかなければならない。郊外に出れば、そういったタブーから解放された状態で建物を造ることができる。そのような空間的な相違が、実は建築の建て方、建てられる建築ということにまで関わってくるのだらうと考える必要がある。洛外の御所というのは、風致だとか景観的スケールというものを求めたというところもあるだらうけれども⁷⁾、一方では都市的なタブーからいかに人々が切り離されて、空間的に自由になれるかということの希求の結果でもあったのだらう。

理念的なものをいかに純粋に空間に昇華するかで美しさが問われる近代主義の原理、あるいは形態的に明快な形式性が与えられるべきとする西洋の古典主義の原理、それらとは異なる建築の実態が、平安時代貴族住宅の周辺から浮かび上がるといえる。建築から汲み取る平安時代の空間認識からは、「こうあるべき」ではなく「結果としてこうなる」といった状況から導かれる、建築や空間に対するきわめてプラグマティックなまなざしがみえてくる。

付記・謝辞

本稿は、科学研究費 基盤研究 (A) 課題番号 25249083 (代表 藤井恵介) に基づく研究成果の一部である。図7, 8の作成には港友里恵氏の協力を得た。記して謝辞とする。

註記

- 1) ハイデッガー『ヘーベル 家の友』理想社 1960
- 2) クリスチャン・ノルベルク＝シュルツ『ゲニウス・ロキ』住まいの図書館出版局 1994
- 3) 考察の一部はすでに、溝口正人「平安時代の建築観と建築的実態」『芸術工学への誘い』vol. 15, p129-135, 2010. において述べている。
- 4) 溝口正人「三条白川坊熾盛光堂の由来と建築構成-住宅風仏堂成立の一側面-」『芸術工学への誘い X III』, p37-59, 2009
- 5) 『真俗交談記』(『群書類従』所収、頭書に建久2年9月10日と記される)「一 禁中制律云、杖一百云々、如何、親経云、凡登高臨禁中者、杖一百、又宮牆四面道内、不得積物、其近宮闕不得燒臭惡物、又不得通哭声、若犯此四者、杖一百可当云々」
- 6) 藤井恵介「日本古代の宮殿について-二つの提案-」日本史研究 607, 2013
- 7) 溝口正人「寝殿造の空間と庭園-平安時代の庭園と建築の関係に関する基礎的考察-」『芸術工学への誘い』vol. 16, p135-142, 2011